

議案第40号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日

提出者 墨田区長 山 本 亨

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（従事者に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補

償に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定（同項第2号に該当する扶養親族（従事者に同項第1号に該当する者が不在の場合における同項第2号に該当する扶養親族のうち1人を除く。）に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 新条例第5条第3項の規定（同項第2号に該当する扶養親族（従事者に同項第1号に該当する者が不在の場合における同項第2号に該当する扶養親族のうち1人を除く。）に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第3項の規定（同項第2号に該当する扶養親族（従事者に同項第1号に該当する者が不在の場合における同項第2号に該当する扶養親族のうち1人を除く。）に係る部分に限る。）に基づく損害補償として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（提案理由）

本条例が準拠している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正を踏まえ、扶養親族加算額及び加算対象区分を改める必要がある。